

下松市・周南市 住民票の写しの交付等の事務の相互委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、平成30年3月31日限り、下松市と周南市との住民票の写しの交付等の事務の相互委託を廃止することについて、市議会の議決を求める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎